平成２１年（フ）第２９７号
秋田市山王７丁目３番22号　アクアステージⅠ山王409
債務者　村田　淳朗
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２９号
長野市中御所２丁目16番９号
債務者　雨宮　　勝
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
長野県松本市城東２丁目８番７号　たから荘８号
債務者　安藤　敬子
1　決定年月日時　平成21年７月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第８８号
兵庫県豊岡市戸牧1132番地２　介護老人施設豊岡シルバーステイ内、住民票上の住所兵庫県豊岡市日高町道場263番地の１
債務者　上嶋　永久
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２１年（フ）第１５０号
松江市上乃木５丁目１番23号　池田アパート
債務者　川畑　一美
1　決定年月日時　平成21年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３７５号
千葉県松戸市東平賀567番地レオパレス北小金第12―201号
債務者　関　　健寿
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４３７号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目11番24―507号
債務者　村上　敏光
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４３８号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷１丁目11番24―507号
債務者　村上千加子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４６８号
千葉県柏市東中新宿４丁目６番34号コーポ東中新宿Ⅱ―101号
債務者　岩立　しげ
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４７３号
千葉県松戸市松戸2172番地の１コスモ松戸リバーサイド505号
債務者　池田利恵子
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４７５号
千葉県流山市西初石４丁目476番地の10ブロード・エス103
債務者　櫻庭　美樹
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月１日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第９８４号
愛知県大府市宮内町３丁目64番地の２　グランピア102号
債務者　石井　栄一
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８６２号
神戸市垂水区多聞台４丁目12番12―44号
債務者　上田　哲司
1　決定年月日時　平成21年７月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９５５号
名古屋市千種区下方町５丁目66番地　ドエール谷口401号
債務者　宇都宮善明
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４７号
奈良市富雄北１丁目４番18号　以和貴荘202号
債務者　川田　有紀
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３５４号
奈良市東紀寺町３丁目８番５号
債務者　西田　絢子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３７５号
奈良市中山町1406番地の７
債務者　山本　圭子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第３９８号
奈良市帝塚山１丁目１番40―312号
債務者　砂坂　宜子
1　決定年月日時　平成21年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月６日まで　奈良地方裁判所